

(別紙)

金融庁長官の五味でございます。本日はご多忙のところ、金融経済教育懇談会の会合にご出席頂きありがとうございます。本懇談会は金融担当大臣の私的懇談会であり、本来であれば、与謝野金融担当大臣からご挨拶を申し上げるところですが、本日は他の公務により残念ながら出席できないため、私から、ご挨拶をかねて、金融経済教育に関する当庁の取組みについて、簡単に現状のご報告を申し上げます。

本懇談会においては、昨年6月「金融経済教育に関する論点整理」をまとめて頂いたところですが、金融庁といたしましては、これを足がかりに、この1年、さまざまな施策を実施してまいりました。こうした中、昨年12月、金融商品取引法の制定を提言した金融審議会の答申や、本年4月、貸金業制度のあり方について議論した貸金業制度等に関する懇談会の中間整理において、金融経済教育の重要性が書き込まれるなど、金融経済教育の意義・必要性について、関係者の意識も高まってきたと考えております。

ご案内のとおり、本懇談会の論点整理においては、「金融経済教育」を「国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけてもらい、また、必要に応じその知識を充実する機会を提供すること」と定義していただきました。これを踏まえて私なりに金融庁が取り組むべき金融経済教育の内容を考えてみると以下の3つになります。

第1に、投資教育であります。これは、先ほどご紹介した金融審議会の報告の言葉を借りれば、「様々なリスクとリターンの可能性を含んだ金融商品・サービスの多様化・高度化の急速な進展を踏まえ・・・自立した個人として金融商品・サービスの利用について判断し意思決定する能力を身につけてもらうこと」と言えます。

第2に、金融消費者教育であります。消費者教育という概念には非常に幅広い内容が含まれますが、上述の貸金業制度懇談会では「債務管理を含めた金融経済教育」の充

実がうたわれております。これは、言い換えれば、多重債務に陥らないよう収入・支出を適切に管理する、あるいは外為証拠金取引や未公開株取引などを巡る金融トラブルに巻き込まれないといったことを含めた、健全な消費者としての生活を営む能力を育成する、ということです。

第3に、こうした実践的な能力と密接に結びつき、健全な投資行動や消費生活を考える上での前提となる、生活設計や、さらには基本的な経済・金融の仕組みに関する理解の増進であります。これは前2者が家計にとって実践的な科目であるのに対し、いわば家計の教養科目といえるかも知れません。

これら3つは、家計を営む上で必要不可欠な教育であると思いますが、その実施に当たっては、本懇談会の論点整理でご提示頂いた、政府に期待される3つの役割を十分踏まえて取り組んでまいりたいと考えます。

まず、論点整理では、多様な関係者との連携やネットワークの構築が重要とのご提言をいただきました。この点については、懇談会の議論の過程で、特に政府部内での連携に意を用いるようにとのご指摘があったことを、金融庁として重く受け止めております。既に昨年7月、「経済教育等に関する関係省庁等連絡会議」が内閣府、文科省、日本銀行及び金融庁によって設置されたところですが、本日は、この場に内閣府大臣官房企画調整課、同じく国民生活局消費者企画課、また、金融広報中央委員会事務局にご参加いただき、それぞれ金融経済教育と関係の深い教育分野の取組み状況について、ご報告をいただくことといたしております。

次に、教育現場や民間における多様な実践の中から優れた事例を選別・普及する、現場発の発想が重要であることのご提言についてですが、この1年間、特に民間との連携については、金融監督当局として、個別金融機関等との健全な緊張関係を維持していく必要があることとの関係をどのように整理するか、さまざまな議論がありました。しかし、今日では、金融監督当局、金融機関、金融機関の利用者である幅広い国民各層の間で、金融システムや金融を巡る行動のあり方について、基本的な理念を共有し、対話を深めていくことの重要性がますます高まっています。

金融庁としては、昨年度、当庁主催のシンポジウムにおいて、金融経済知識の普及や習得に取り組んでおられる方にプレゼンテーションを実施して頂いたほか、民間の実践に対する後援名義の積極的付与などに取り組んで参りましたが、今後とも工夫を続けてまいりたいと考えております。

最後に、多様な受け手にとってのアクセスの確保というご提言については、この1年間の関係者との議論や実践の中で、ある教育内容が学校現場で実際に教えられ、理解されるためには、先生方の仕事環境や生徒の受け止め方に十分配慮して、彼らに受け入れ可能なプログラムを用意していくことが必要であると実感してまいりました。また、社会人や高齢者の方々に対しては、報道発表、ホームページへの掲載、財務局や財務事務所を通じた情報提供等、様々な手段を用いて努力しないと、情報は簡単には届かないし、理解されないことを改めて認識したところです。この点についても、今後論点整理でのご指摘を踏まえて、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

以上、昨年6月以降の金融庁の取組みについて簡単にご報告を申し上げます。本日はこの後、論点整理でご提示頂いた7つの「直ちに実施すべき事項」に即して、担当の者から、より詳しいご説明をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、よろしくご指導・ご鞭撻を賜れば幸いに存じます。

どうもありがとうございました。